

[事案 2020-18] 手術給付金支払請求

・令和2年12月25日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に誤説明があったことを理由に、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成8年2月に契約した終身保険について、平成27年12月に主契約を払済保険に変更し、入院保障特約を解約したうえで、新たに手術給付特約および先進医療特約を付加した医療保険（本契約）に加入した。その後、平成31年4月に両眼の眼瞼下垂症手術を、令和元年11月に腰椎・頸椎の経皮的レーザー椎間板減圧術（以下「PLDD」）を受けたため、本契約にもとづき手術給付金を請求したところ、両手術とも入院を伴っておらず、PLDDは公的医療保険制度の給付対象ではないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 申込手続時、過去に行った PLDD と同種の先進医療手術を再度受ける可能性が高いことを募集人に伝えたところ、その場合でも手術給付金が支払われる旨の説明を受けた。
- (2) PLDD は、先進医療特約の支払対象であると言われたため付加したが、申込時には対象外であった。
- (3) 手術後、募集人は手術給付金の請求書類を受け取ったにもかかわらず、支払対象外である旨の説明をしなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本手術は、約款上の支払事由（入院日数が1日以上、公的医療保険制度の給付対象）に該当しないため、給付金を支払うことはできない。
- (2) 申込手続時、申立人が主張するような募集人の落度はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。